

# 射水市教育委員会 11月定例会次第

日 時 令和6年11月25日（月）  
午後3時00分から  
場 所 庁舎会議室401

## 1 会議録の承認

## 2 事務局報告

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 令和6年11月市議会臨時会会期日程について    | 資料1 |
| (2) 令和6年12月市議会定例会会期日程（案）について | 資料2 |
| (3) 令和6年12月一般会計補正予算（案）について   | 資料3 |
| (4) 令和6年12月市議会定例会提出議案について    | 資料4 |

## 3 議案

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の制定について<br>(学校教育課) | 資料5 |
|--|-----|

## 4 各課等の連絡事項及び報告事項

- |  |      |
|--|------|
| (1) 射水市少年育成センターの今後の在り方について (学校教育課)                                 | 資料6  |
| (2) 中学校冬季間通学方法の「のるーと射水」利用について<br>(学校教育課)                           | 資料7  |
| (3) 射水市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について<br>(生涯学習・スポーツ課)                    | 資料8  |
| (4) 令和7年度二十歳のつどいの実施について (生涯学習・スポーツ課)                               | 資料9  |
| (5) フットボールセンター復旧工事の進捗状況等について<br>(生涯学習・スポーツ課)                       | 資料10 |
| (6) 元旦マラソン事業の見直しについて<br>(生涯学習・スポーツ課)                               | 資料11 |
| (7) ミライミズ (生涯学習・スポーツ課)   | 資料12 |
| (8) 令和5年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 公表結果<br>(R6.10.31) について (教育センター) | 資料13 |
| (9) 教育委員会行事予定  | 資料14 |

## 5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

12月27日（金） 午後3時から 市庁舎401会議室

## 令和 6 年 11 月 射水市議会臨時会 会期日程

会期 1 日間

11月25日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明、質疑 日程第4 議案の委員会付託
		委員会	総務文教常任委員会 民生病院常任委員会
		本会議	日程第5 委員長報告、質疑、討論、採決 日程第6 常任委員会委員の所属変更

※ 招集告示：11月18日(月) 午前10時00分 議会運営委員会  
 午後 1時30分 全員協議会(議案説明)

## 令和 6 年 1 2 月射水市議会定例会会期日程 (案)

会期 2 1 日間

12月 4日(水)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 広報委員会委員の辞任及び選任
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月 5日(木)			議案調査日
12月 6日(金)			議案調査日
12月 7日(土)			休 会
12月 8日(日)			休 会
12月 9日(月)			議案調査日
12月10日(火)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月12日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問(予備日) 日程第2 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第3 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会(説明)
12月13日(金)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
12月14日(土)			休 会
12月15日(日)			休 会
12月16日(月)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
12月17日(火)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月18日(水)	午前10時	委員会	港湾振興特別委員会
	港湾振興特別 委員会終了後	委員会	議会改革特別委員会
12月19日(木)			議案調査日
12月20日(金)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月21日(土)			休 会
12月22日(日)			休 会
12月23日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月24日(火)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決 日程第2 議会運営委員会、各常任委員会及び議会改 革特別委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示 1 1 月 2 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分 議会運営委員会  
午後 1 時 3 0 分 全員協議会(議案説明)

発言通告締切り 代表質問 1 2 月 5 日 (木) 午後 1 時  
一般質問 1 2 月 6 日 (金) 午後 1 時  
予算特別委員会 1 2 月 1 8 日 (水) 午後 1 時

## 令和6年12月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

## 1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
18 款 寄附金	3,857	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校事業寄附金 3,000</li> <li>・ 教育振興事業寄附金 500</li> <li>・ 社会教育費寄附金 157</li> <li>・ 保健体育費寄附金 200</li> </ul>
計	3,857	

## 2 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費		
教育調査研究費	500	・ プログラミング教育用教材購入 500
教育相談費	302	・ 外国人相談員報償費等 302
学校管理費（小）	3,159	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校閉校記念式典事業 550</li> <li>・ 教室用備品購入（特支、通級等） 2,609</li> </ul>
教育振興運営費（小）	227	・ 指導用教材購入（特支、通級等） 227
教育振興運営費（中）	3,000	・ 教育用教材購入 3,000
新湊博物館維持管理費	1,400	・ ガス使用料 1,400
計	8,588	

※会計年度任用職員等に係る人件費補正を除く

(4) 令和6年12月市議会定例会提出議案について

1ページ～12ページ 議案  
13ページ～27ページ 議案説明

資料4

議案第87号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

射水市条例第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年射水市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

放生津小学校	体育館、グラウンド
新湊小学校	体育館、グラウンド、夜間照明施設

を

」

「

新湊放生津小学校	体育館、グラウンド
----------	-----------

に改める。

」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 94 号

### 指定管理者の指定について

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第 95 号

### 指定管理者の指定について

射水市小杉総合体育センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉総合体育センター

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第 96 号

### 指定管理者の指定について

射水市小杉体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉体育館

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第 97 号

### 指定管理者の指定について

射水市大門総合体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門総合体育館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第 98 号

### 指定管理者の指定について

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第 99 号

### 指定管理者の指定について

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第100号

### 指定管理者の指定について

射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市サン・ビレッジ新湊

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市スポーツ協会

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 議案第101号

### 指定管理者の指定について

射水市パークゴルフ南郷の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市パークゴルフ南郷

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 議案第 102 号

### 指定管理者の指定について

射水市下村パークゴルフ場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村パークゴルフ場

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

## 議案第103号

### 指定管理者の指定について

射水市下村馬事公園の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村馬事公園

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 議案第104号

### 指定管理者の指定について

海竜スポーツランドの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

海竜スポーツランド

- 2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市スポーツ協会

- 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 議案第 87 号

### 射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

(説明)

令和 7 年 3 月 31 日をもって放生津小学校と新湊小学校を閉校し、同年 4 月 1 日から新湊放生津小学校を開校することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

学校開放（体育施設を地域住民に対し積極的に開放することをいう。）を行う学校について、放生津小学校及び新湊小学校を新湊放生津小学校とするもの。

#### 2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 議案第94号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊総合体育館	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ 射水市久々湊467番地 理事長 竹内 直樹
射水市新湊テニスコート	

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブは、受益者負担の精神と自主運営に基づいた地域密着型の生涯スポーツの拠点として、多世代、多種目及び多志向なスポーツ並びに文化メニューを地域住民に提供することを目的に、平成18年に設立された。 平成18年度から射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート 平成18年9月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに健康づくり、体力づくり及びふれあいをテーマに、幅広い年代層がスポーツに親しむことができる環境づくりについて提案されるなど、指定管理者として適正であると判断した。

## 議案第95号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉総合体育センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉総合体育センター	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに多種多様なスポーツ教室の開催及び子どもから大人までスポーツに親しむことができる場の提供について提案されるなど、スポーツ振興に寄与することが期待できると判断した。

## 議案第96号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市小杉体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉体育館	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに地域住民の健康増進及び体力向上のため、気軽に施設を利用できる環境づくりについて提案されるなど、施設の十分な活用が期待できると判断した。

## 議案第97号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市大門総合体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大門総合体育館	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 表 隆夫

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに多世代にわたる施設利用を念頭に、各種スポーツ教室の開催及び近隣の小中学校等との連携について提案されるなど、スポーツ振興に寄与することが期待できると判断した。

## 議案第98号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大島体育館	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ 射水市新開発300番地 理事長 島上 淳
射水市大島弓道場	

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブは、体を動かすことの楽しさや健康づくりを通じた「仲間づくり」をきっかけに、安心して、かつ、笑顔で生活できるまちづくりに貢献することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大島体育館及び平成20年度から射水市大島弓道場の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大島体育館 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市大島弓道場 平成20年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに市民の体力向上及び障がい者スポーツに取り組み、スポーツに親しむ環境づくりについて提案されるなど、スポーツ振興に寄与することが期待できると判断した。

## 議案第99号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村体育館	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男
射水市下村グラウンド	
射水市下村テニスコート	

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びにスポーツを通じた体験活動及び住民の交流活動を支援することについて提案されるなど、指定管理者として適正であると判断した。

## 議案第100号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市サン・ビレッジ新湊	公益財団法人 射水市スポーツ協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 谷口 正浩

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市スポーツ協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された(令和6年4月に射水市体育協会から名称変更)。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和7年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに市民の健康増進や競技力の向上、またスポーツ振興を通じた明るく豊かな環境づくりについて提案されるなど、施設の利用者増加が期待できると判断した。

## 議案第101号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市パークゴルフ南郷の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市パークゴルフ南郷	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 表 隆夫

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに多世代にわたる市民の利用を促進し、初心者から上級者まで幅広いパークゴルフ競技の普及について提案されるなど、施設の利用者増加及び活性化が期待できると判断した。

## 議案第102号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市下村パークゴルフ場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村パークゴルフ場	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びにパークゴルフを通じた多世代交流、パークゴルフの普及及び後進育成について提案されるなど、施設の利用者増加及び活性化が期待できると判断した。

## 議案第103号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村馬事公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村馬事公園	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対してスポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和7年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) その他施設の管理に関して必要と認める業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに幅広い年齢層への乗馬競技の普及について提案されるなど、施設の十分な活用が期待できると判断した。

## 議案第104号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、海竜スポーツランドの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
海竜スポーツランド	公益財団法人 射水市スポーツ協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 谷口 正浩

- 2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市スポーツ協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された(令和6年4月に射水市体育協会から名称変更)。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和7年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和7年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びにスイミングを始めとした多様な教室等を開催し、市民の健康増進、体力及び競技力の向上について提案されるなど、指定管理者として適正であると判断した。

議案第13号

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の制定について

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱を次のように定める。

令和6年11月25日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 金 谷 真

射水市教育委員会告示第 号

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の安定した品質及び供給を確保することにより、安全安心な学校給食の提供を行うため、給食用物資を納入する者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 納入業者として登録する者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 教育委員会が学校給食を実施するために必要な給食用物資の所要量を確実に供給することができ、給食用物資の材料の仕入れ及び製造加工に係る能力並びに教育委員会が指定した期日及び時間に教育委員会が指定した場所に給食用物資を納入できる能力を有していること。
- (2) 給食用物資の供給、製造又は加工のために必要な場所、設備、保冷車等を適切に維持管理し、検便検査の実施等従業員に対する衛生管理を行っていること。
- (3) 食品に関する法律その他関係法令を遵守し、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること。
- (4) 納税義務を履行していること。
- (5) 射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参加させていないこと。

(6) 給食用物資に不良品があった場合又は異物が混入していた場合は、誠実かつ迅速に対応できること。

(登録の申請)

第3条 納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を要する事業所については、所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (2) 検便検査結果報告書（細菌検査、病原性大腸菌O-157）の写し
- (3) 申請者が組合の場合は、組合加入者名簿（様式第2号）
- (4) 申請者の本社が、給食用物資の見積及び納入代金の請求に係る権限を代理人に委任する場合は委任状（様式第3号）

(登録の決定)

第4条 教育委員会は、第3条の規定により登録の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を射水市学校給食用物資納入業者名簿に登録するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による登録がされた者（以下「登録者」という。）に対し、学校給食用物資納入業者指定書（様式第4号）により通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録をしなかった者に対し、射水市学校給食用物資納入業者不登録通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(登録の有効期限)

第5条 前条第1項の規定による登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中で登録された者に係る登録の有効期限は、当該登録の日からその日の属する年度の末日までとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録者は、第3条の規定による登録の申請の内容に変更が生じたときは、射水市学校給食用物資納入業者登録変更届（様式第6号）を速やかに教育委員会へ提出しなければならない。

2 登録者は、営業の休止又は廃止により給食用物資の納入ができなくなったときは、射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届（様式第7号）を速やかに教育委員会へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書兼誓約書の内容に違反したとき。
- (3) 登録の申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による取消しをしたときは、射水市学校給食用物資納入業者登録取消通知書(様式第8号)により登録者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校給食用物資納入業者登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

射水市教育委員会  
教育長 へ

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

FAX番号

報告責任者署名 \_\_\_\_\_ (自署)

担当者携帯電話番号

射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書

年度学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて、申請いたします。

なお、次の記載事項については、事実と相違なく、また誓約書の記載を了承し遵守します。

1 納入希望品目

2 主な仕入先（納入物資及び原材料）

3 主な販売先

4 過去1年間の売上額（単位：万円）

5 従業員数（組合については別紙に記入のこと。）

	販売及び運搬関係	製造関係	事務関係
男	人	人	人
女	人	人	人
計	人	人	人

6 衛生管理等状況

- ・衛生管理（検便検査等） 年 回
- ・健康管理（定期健康診断等） 年 回

7 食品衛生責任者氏名（ ）

8 添付書類

- ・食品衛生監視票写し（食品衛生法第55条第1項に基づく許可を要する事業所のみ）
- ・検便検査結果報告書写し（細菌検査、病原性大腸菌 O-157）
- ・組合加入者名簿（組合のみ）
- ・委任状（当社が見積及び請求の権限を代理人へ委任する場合のみ）

## 誓約書

- 1 学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）は食品衛生法に準拠する適格品とします。
- 2 発注を受けた給食用物資は指定された日時、数量及び品質等を厳守のうえ、納入します。
- 3 納入した給食用物資（以下「納入物資」という。）に一部でも不適格品があった場合は、各学校又は教育委員会の指示により適格品と交換します。  
また、納入物資に異物混入、重大な品質異常等の不適格品が発生した場合は、その原因究明、再発防止策等について誠実に対応します。
- 4 冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用します。
- 5 給食用物資を納入したときは、給食用物資の納品書（3部複写で指定のもの）に検収担当者の検収印を受けます。
- 6 1か月分の検収印押印済の納入物資の納品書のうちの納品受領書・請求明細書を、必要事項を記載した支払命令書（指定のもの）に添付し、翌月3日までに、射水市学校給食センターに提出します。  
支払命令書は、射水市学校給食センター分（受配校分）と、その他の各学校（単独校分）につき各1部作成し、支払命令書に記載した額が税抜き額である場合は、消費税等の額を記載し、1円未満の端数は切り捨てた額を明記します。
- 7 社名、代表者名、住所等の変更又は業務の廃止、休止を行う時は、速やかに射水市学校給食用物資納入業者登録変更届又は射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届を射水市学校給食センターに提出します。
- 8 射水市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、一切関与していません。
- 9 市税等の納税義務を履行しています。
- 10 上記2～9に違反した場合は、登録の取り消し又は入札（見積）参加の一時停止等の処遇を受けます。その際、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。
- 11 この誓約書に記載されている事項を遵守する期間は、 年4月1日から 年3月31日までとします。
- 12 この誓約書を含め、新たな問題となる事項が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ決定し、教育委員会の指示に従います。

(別 記)

給食用物資代金受入金融機関	銀行 信用金庫 農協 本店 支店
(フリガナ) 口座名	
口座番号	当座 普通

## 組合加入者名簿

組 合 名 \_\_\_\_\_

No.	商店名及び 組合員氏名	住 所	電話番号 携帯電話 FAX 番号	従 業 員 数			衛生管理等状況 衛生管理(上段) 健康管理(下段)	食品衛生 責任者氏名	備 考
				販売及び 運搬関係	製造関係	事務関係			
1				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
2				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
3				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
4				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
5				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
6				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
7				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
8				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
9				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		
10				男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人	年 回 年 回		

## 委任状

年 月 日

射水市教育委員会  
教育長 あて

商号又は名称  
委任者 所在地  
代表者職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、見積及び請求に関する一切の権限を委任します。

### 記

1 委任期間                   年       月       日 から  
                                  年       月       日 まで

2 商号又は名称

3 所在地

4 代表者職氏名

5 連絡先                   電話番号：  
                                  FAX番号：

## 学校給食用物資納入業者指定書

会社所在地

会社名・商号等

代表者名

貴社(殿)を射水市学校給食用物資納入業者に指定します。

1 納入指定区分

2 指定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 その他 指定業者（組合の場合は組合員名簿記載の業者  
全員）は、誓約書の記載を遵守すること。

年 月 日

射水市教育委員会  
教育長

（公印省略）

年 月 日

様

射水市教育委員会  
教育長

## 射水市学校給食用物資納入業者不登録通知書

年 月 日付けで申請のあった射水市学校給食用物資納入業者登録の申請について、その内容を審査した結果、次のとおり登録しないことに決定したので通知します。

理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市教育長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、射水市を被告として（訴訟において射水市を代表する者は射水市教育委員会になります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 射水市学校給食用物資納入業者登録変更届

年 月 日

射水市教育委員会  
教育長 へ

商号又は名称  
申請者 所在地  
代表者職氏名

登録申請書兼誓約書の申請内容に以下のとおり変更がありましたので、届出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更事項	変更前	変更後

## 射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届

年 月 日

射水市教育委員会  
教育長 あて

所在地  
届出者 商号又は名称  
代表者名

年 月 日に、営業を（休止・廃止）しましたので、届け出ます。

年 月 日

様

射水市教育委員会  
教育長

（公印省略）

## 射水市学校給食用物資納入業者登録取消通知書

以下の理由により学校給食用物資納入業者の登録を取り消したので通知します。

取消しの理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市教育長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、射水市を被告として（訴訟において射水市を代表する者は射水市教育委員会になります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 議案第13号

### 射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の制定について

#### 1 制定理由

教育委員会が発注する学校給食で使用する食材等（給食用物資）の安定した品質及び供給を確保し、より安全安心な学校給食の提供を行うため、給食用物資を納入する業者の登録に関し、必要な事項を定めるもの。

#### 2 制定内容

第1条 趣旨

第2条 登録の要件

第3条 登録の申請

第4条 登録の決定

第5条 登録の有効期限

第6条 登録事項の変更等

第7条 登録の取消し

第8条 その他

#### 3 施行期日等

公表の日

## 射水市少年育成センターの今後の在り方について

射水市少年育成センターは、少年の健全な育成を期することを目的に、街頭巡回活動や広報活動を行ってきた。この活動により、少年が犯罪に巻き込まれるリスクを未然に防ぐなど、多大な貢献があったものとする。しかしながら、昨今の活動状況をみると、社会環境や少年行動の変容により、街頭巡回活動における声かけや補導を行う事案が減少している状況である。

このことからアンケート調査を実施し、本センターの今後のあり方について検討するもの。

### 1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査先等

射水市少年補導委員：76人（学校教諭21人 地域振興会推薦55人）

回答率：55.3%（42人）

調査項目：活動参加回数、街頭巡回活動、啓発活動、新たな活動提案、類似活動団体への参加、活動の継続・廃止 6項目

#### (2) 調査結果

- ・街頭巡回活動や啓発活動等に約7割の委員の方が参加している。
- ・夜間巡回活動を行っているが、子どもたちが出歩いていないこと、行動の多様化（習い事やスポーツ等）等により、声かけ事案が減少している。
- ・イベント等での啓発チラシの配布等を行っているが、あまり効果がない。
- ・チラシ配布よりも、全児童生徒に配布しているタブレット端末等を活用し、学校を通じて周知するほうが効果大きい。
- ・類似の活動を行っている団体に、約2割の方が参加している。
- ・類似団体の活動と趣旨が重なることから、半数以上の方が活動を取りやめる方がよいと考えている。

### 2 本センターの今後の在り方

本センターの取組は、少年の健全育成に多大な貢献があったと考えるが、昨今のICT機器の普及等により、外出しなくても友達等と繋がることができ、街頭巡回活動の役割が薄れてきている。また、県警の少年警察ボランティアや地域ぐるみ防犯活動を推進する青色回転灯装着車（青パト）活動、青少年の健全育成活動を支援する青少年育成射水市民会議等が組織され、本センターと類似の活動を行っている。

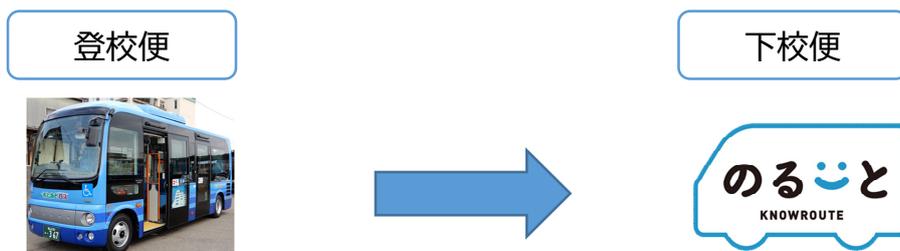
本センターの活動の取りやめを半数以上の方が容認している状況であり、令和6年度末の本センターの廃止に向け調整を図るとともに、時代に合った青少年育成活動を推進してまいらる。

## 中学校冬季間通学における「のるーと射水」の利用について

### 1 概要

学校長から自転車通学の許可を受けている生徒が、冬季間(おおむね12月から翌年2月までの3か月間)安全に通学するため、射水市コミュニティバスを利用している。

令和6年3月25日から、コミュニティバスのダイヤ改正及び午前9時以降のコミュニティバスが予約の必要なAIオンデマンドバス「のるーと射水」に移行されたことにより、登校にはコミュニティバス、下校には「のるーと射水」を利用する。



### 2 対象校

- (1) 新湊南部中学校 ○ のるーと射水【各自予約】 随時運行  
津幡江方面
- (2) 射北中学校 ① 専用バス【予約不要】 2～3便運行予定(調整中)  
本江、海老江、片口、七美方面  
② のるーと射水【各自予約】 随時運行  
堀岡方面
- (3) 小杉中学校 ① のるーとスクール(30人乗り)【優先予約】 2便運行  
手崎、大江、下方面  
※ 11月7日に保護者向け説明会を学校で実施し、生活安全課から「のるーとスクール」利用方法などを説明  
② のるーと射水【各自予約】 随時運行  
橋下条方面
- (4) 小杉南中学校 ○ のるーと射水【優先予約】 2便運行  
金山、黒河、池多方面

### 3 その他

予約のキャンセルや変更、小杉中学校・小杉南中学校の予約表提出締切後の予約は、アプリ、WEB、電話にて各自行う。

### 4 中学校冬季間通学費助成金の額

冬季間の定期券購入費の2分の1の額、1か月当たり2,000円を上限に助成

### 5 令和5年度中学校冬季間通学費助成金実績 2,245,500 円

学校名	人数	学校名	人数
新湊中学校	19人	小杉中学校	73人
新湊南部中学校	22人	小杉南中学校	45人
射北中学校	159人	大門中学校	112人
		合計	430人

射水市告示第 2 7 1 号

射水市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について  
射水市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 2 5 年射水市告示第 7 1 号）  
の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

射水市長 夏 野 元 志

第 4 条第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、土曜日については、市長が特に認めたときは、開設時間を変更することができるものとする。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- (4) 事業を委託により実施する場合において、受託者が土曜日の開設時間を変更しようとするときは、保護者と協議するものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 射水市告示第271号

### 射水市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

#### (説明)

放課後児童クラブが利用実態や利用者のニーズに応じた開設時間を定めることができるようにし、ニーズに見合った運営の推進、サービスの充実につなげるため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

土曜日については、利用児童がいなくても開設している必要がある等の不経済な時間帯が生じており、放課後児童クラブ等から、その解消にむけた対応を求める要望があったため、放課後児童クラブが利用実態や利用者のニーズに応じた開設時間を定めることができるよう改正するもの。

#### 2 施行期日

令和7年4月1日

射水市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成25年射水市告示第71号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(開設日、開設日数及び開設時間)</p> <p>第4条 学級の開設日、開設日数及び開設時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学級の開設時間は、保護者のニーズを踏まえ設定するものとし、月曜日から金曜日までの日においては少なくとも放課後から午後6時まで、土曜日、長期休業期間、学校休業日等においては少なくとも午前8時から午後6時まで開設するものとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(開設日、開設日数及び開設時間)</p> <p>第4条 学級の開設日、開設日数及び開設時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学級の開設時間は、保護者のニーズを踏まえ設定するものとし、月曜日から金曜日までの日においては少なくとも放課後から午後6時まで、土曜日、長期休業期間、学校休業日等においては少なくとも午前8時から午後6時まで開設するものとする。<u>ただし、土曜日については、市長が特に認めたときは、開設時間を変更することができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>事業を委託により実施する場合において、受託者が土曜日の開設時間を変更しようとするときは、保護者と協議するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

## 令和7年度 二十歳のつどいの実施について

### 1 目的

改正前民法において成人とされていた二十歳を迎える者の節目を祝福するとともに、社会の一員として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

### 2 対象者

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者

### 3 期 日

令和7年5月4日（日・祝）2部制

午前の部 午前 10時（受付 午前9時から）

対象 市東部 射北中学校区、小杉中学校区、小杉南中学校区  
にお住まいの方

午後の部 午後 1時30分（受付 午後12時30分から）

対象 市西部 新湊中学校区、新湊南部中学校区、大門中学校区  
にお住まいの方

※現在お住まいの地域と希望の部が異なる場合は、希望の部に参加できる。

### 4 会 場

高周波文化ホール（大ホール）

### 5 次 第

式典（約20分）

- ・ 開 式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 式辞〔市長〕
- ・ 祝辞〔市議会議長〕
- ・ 誓いのことば〔二十歳のつどい代表者〕
- ・ 市民憲章朗読〔二十歳のつどい代表者〕
- ・ 閉 式

アトラクション（約15分）

### 6 周知方法

- (1) 「今後の『射水市二十歳のつどい』について」をホームページで公開  
…令和6年6月
- (2) 対象者に案内ハガキ（兼受付券）を送付 …令和7年3月
- (3) 「広報いみず」に開催のお知らせを掲載 …令和7年4月号
- (4) 市公式LINE等で開催のお知らせを掲載 …令和7年1月、4月

## フットボールセンター復旧工事の進捗状況等について

## 1 復旧状況について

フィールドの人工芝及びその下部にあるアスファルトを撤去し、被害状況を確認した上で、以下のとおり復旧を進めている。

復旧箇所		進捗状況等
マリンフィールド (北側)	人工芝フィールド	不陸整正及びアスファルト舗装が完了し、JFA(日本サッカー協会)の下地検査を受け、年内に人工芝を敷設予定
	防球ネット、外周側溝	復旧済
ブリッジフィールド (南側)	人工芝フィールド	路盤面の一部亀裂箇所について地盤改良を実施後、不陸整正を行い、年内にアスファルト舗装予定
	防球ネット、外周側溝	復旧済
駐車場	北側	年内に復旧予定
	南側	令和7年3月下旬までに復旧予定

## 2 フィールド再開に向けた今後のスケジュール(案)

令和7年1月下旬 マリンフィールド JFA人工芝公認ピッチ検査  
(検査を終えたフィールドから順次、再開予定)  
ブリッジフィールド JFAの下地検査  
3月 ブリッジフィールド人工芝敷設  
ブリッジフィールド JFA人工芝公認ピッチ検査

## 3 今後の施設運営について

## (1) ネーミングライツ等の取り扱いについて

施設の利用を一部休止しており、広告効果が得られないことを考慮し、ネーミングライツ及び有料広告とも人工芝フィールド2面が再開するまで料金を徴収しないこととしている。

## (2) 指定管理者制度の導入時期について(案)

フットボールセンターが開業(令和4年4月29日)してから通常運営できた期間が2年に満たず、指定管理料の積算根拠(特に収入面)が少ないことに加え、再開後の利用状況が、休業前と同様となるか不明であることから指定管理者制度の導入を令和8年度からとしたい。また、令和7年度は現施設管理運営業務委託事業者の委託期間を1年延長することを検討している。なお、本年度は委託事業者に対し、経費を抑えた施設運営を行うよう協議しており、変更契約を行うこととしている。

## 元旦マラソン事業の見直しについて

### 1 趣 旨

公益財団法人射水市スポーツ協会が例年 1 月 1 日に開催していた射水市元旦マラソン（新湊、大門）について、各地区体育・スポーツ団体へボランティアの協力依頼を行ったところ、大会運営に必要な人数を大幅に下回る回答であり、今後も人員の確保が難しい状況になっている。加えて、コースの安全管理に関する基準は年々厳しくなる傾向にある。

また、コロナ禍以降の参加人数も減少傾向にあることから元旦マラソン事業を本年度で廃止し、次年度以降から代替事業として誰もが参加できる新たな事業の実施について検討することとしている。

### 2 参 考

#### (1) 参加人数の推移

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新湊会場	4 9 3	4 7 3	4 1 6	2 4 2	2 6 6
大門会場	3 5 1	3 1 1	2 6 7	2 2 4	2 4 6

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止、令和 3 年度は大雪のため中止

#### (2) これまでの開催実績

- ・新湊会場 6 0 回
- ・大門会場 4 6 回

## ミライミズ ～未来の射水へエボリューション！～

### 1 目的

市内の各中学校部活動の活動場所に指導者を派遣し、トレーニング講習やスポーツレクリエーション活動を行うことにより、市内のスポーツレベルの向上や運動部に限らずリフレッシュする機会を必要とする生徒と教諭を支援するもの。

(※昨年度モデル事業として市内2校(大門・新湊)で実施したところ好評だったため、市内全校を対象として募集。)

### 2 概要

#### (1) 実施対象

射水市内の中学校部活動(定員:10人~40人)※複数の部活動での合同開催も可

#### (2) 指導内容

対象の団体が希望したトレーニング、レクリエーションスポーツ

#### (3) 派遣指導者

派遣社会教育主事(スポーツ担当)、スポーツ推進コーディネーター小林、射水市社会体育指導員、アランマーレ富山アスレティックトレーナー横川卓也氏(外部委託)

### 3 現時点での申込状況

#### (1) フィジカルトレーニング

12/2(月)大門中学校女子ソフトボール 15名

#### (2) コーディネーショントレーニング

12/6(金)大門中学校サッカー部 19名

12/9(月)新湊中学校ソフトテニス・サッカー部 31名

1/24(金)大門中学校女子ハンドボール部 17名

#### (3) コアトレーニング

1/23(木)大門中学校男子ハンドボール部 21名

#### (4) ニュースポーツ

12/10(火)射北中学校ソフトボール・ソフトテニス部 24名

12/13(金)新湊中学校ソフトテニス・サッカー部 31名

## 令和6年12月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	日	10:00	救急薬品市民交流プラザ	生涯学習作品展	生涯学習・スポーツ課	
1	日	14:00	救急薬品市民交流プラザ	生涯学習フェスティバル	生涯学習・スポーツ課	教育長
1	日		小杉体育館	モルックチャレンジカップinきらりクリスマスフェスタ	生涯学習・スポーツ課	
2	月					
3	火	9:00	会議室401	第3回小中学校長会	学校教育課	教育長
4	水					
5	木					
6	金					
7	土	17:35	富山市総合体育館	富山グラウジーズ市町村デー「射水市の日」	生涯学習・スポーツ課	
8	日	13:05	富山市総合体育館	富山グラウジーズ市町村デー「射水市の日」	生涯学習・スポーツ課	
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土	10:00	救急薬品市民交流プラザ	いみず親学びスクール(第5回運動神経が良くなる! ? 親子でコーディネーショントレーニング)	生涯学習・スポーツ課	
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火		各小中学校	2学期終業式	学校教育課	
25	水					
26	木					
27	金	15:00	会議室401	定例教育委員会	学校教育課	
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					

## 展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
11/29	2/9	新湊博物館	かわいい	12/3	12/24	新湊図書館	「冬を楽しむ」【一般書】 「クリスマスと冬を楽しむ本」【児童書】
12/4	12/17	中央図書館	「障がいを知れば世界が変わる」展	12/14	12/14	新湊図書館	冬のつどい児童集会
12/18	12/26	中央図書館	「冬だ! Xmasだ! 年末だ!」展				

令和7年1月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水		下村加茂神社	鱒分け神事	生涯学習・スポーツ課	教育長
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水		小中学校	3学期始業式	学校教育課	
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月	9:30	新湊総合体育館	ムズムズトレーニング教室	生涯学習・スポーツ課	
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日	10:00	救急薬品市民交流プラザ	第17回射水市児童クラブ大会	生涯学習・スポーツ課	教育長
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
1/4	1/19	新湊図書館	「大河ドラマになった人」【一般書】 「今年の干支と冬の本」【児童書】				